

インフルエンザにかかわる出席停止について

インフルエンザに感染した場合、学校保健安全法第19条の規定により、他の児童・生徒に感染するおそれのある期間は、出席停止となります。この期間は、休んでも欠席扱いになりません。インフルエンザが疑われる場合は、この「報告書」を医療機関にご持参ください。

【学校保健安全法の定めるインフルエンザ出席停止期間】
発熱した日を0日と数え、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで（裏面参照）

インフルエンザが治癒し、登校する際は「報告書」を担任に提出してください。

※「報告書」は、小屋浦小学校HPからダウンロードすることもできます。

注意インフルエンザ以外の感染症は、様式が異なりますので、ダウンロードの際は、様式をご確認ください。

坂町立小屋浦小学校長 様

報 告 書

年 組 名 前	
病 名	インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 疑い ）
発症日（発熱した日）	令和 年 月 日
加療（予定）期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印

解熱（熱が下がった）日	令和 年 月 日
-------------	----------

経過に問題なかったことを報告します。

保 護 者 名 _____ 印